

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎地方自治法第153条第1項の規定に基づき知事の権限に属する事務の委任 (行政管理課)	3
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	3
◎高知県立池公園の指定管理者の指定 (公園下水道課)	3
◎高知県立室戸広域公園、高知県立のいち動物公園、高知県立春野総合運動公園、高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)及び高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定 (")	3
◎高知県立甲浦港海岸緑地公園及び高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定 (海 岸 課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	3
○換地計画の適否決定(四万十町) (農業基盤課)	3

規 則

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第2号

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則

高知県割賦販売法施行細則(平成12年高知県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。次条において「政令」という。」を削る。

第2条中「第41条第2項及び第47条の2並びに政令第15条の規

定により立入検査をする職員が携帯するその」を「第41条第2項の」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

写真はり付け箇所		第	号
	身分証明書		
	所属		
	職名		
	氏名		
		年	月 日 生
上記の者は、割賦販売法第41条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。			
		年	月 日 発行
	高知県知事		印

（裏面）

割賦販売法（抜粋）
（立入検査）

第41条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、登録割賦購入あつせん業者、第35条の3の2の許可を受けた者又は指定受託機関の本店その他の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（都道府県が処理する事務）

第47条 この法律に規定する主務大臣又は経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
（1）～（4） 略
（5） 第41条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第49条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

割賦販売法施行令（抜粋）
（都道府県が処理する事務）

第15条 法第40条第1項及び第2項並びに第41条第1項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて許可割賦販売業者又は法第35条の3の2の許可を受けた者でその営業所及び代理店が1の都道府県内のみにあるものに係るものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 略

3 第1項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。

2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

平成21年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 委任する事務

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条第9号に規定する料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金の徴収に係る地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定に関する事務

2 委任する相手方

高知県公営企業局長

3 委任する年月日

平成21年1月23日

高知県告示第45号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（市街地整備のため）

2 作業期間

平成21年1月15日から同年3月20日まで

3 作業地域

高知市下島町の全部及び同市旭町三丁目の一部

高知県告示第46号

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称

高知県立池公園

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市葛島三丁目14番1号

平成緑化建設株式会社

3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第47号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により施設ごとに指定管理者の指定をしたので、次のとおり告示する。

平成21年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 高知県立室戸広域公園

(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9

株式会社双葉造園

(2) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

2 高知県立のいち動物公園

(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市野市町大谷738番地

財団法人高知県のいち動物公園協会

(2) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

3 高知県立春野総合運動公園

(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市棧橋通二丁目1番53号

財団法人高知県スポーツ振興財団

(2) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

4 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）

(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
幡多郡黒潮町上川口578番地10

特定非営利活動法人NPO砂浜美術館

(2) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

5 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）

(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
四万十市不破出来島2058番地20

財団法人四万十市公園管理公社

(2) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第48号

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により公園ごとに指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 高知県立甲浦港海岸緑地公園

(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
安芸郡東洋町生見758番地3

東洋町

(2) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

2 高知県立手結港海岸緑地公園

(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市夜須町千切537番地90

株式会社ヤ・シィ

(2) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年1月13日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年1月13日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年1月13日	特定非営利活動法人室戸ドルフィンプロジェクト	升井 俊六	室戸市室戸岬町5410番地5	この法人は、イルカ飼育研究を通じて、自閉症等の発達障害を持つ子ども達等に、イルカ介在療法・介在活動を行うと共に、地域の活性化などに取り組み、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（昭和換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次の

とおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年1月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成21年1月23日から同年2月23日まで

3 縦覧場所

四万十町役場十和総合支所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。